シルバー110番・Q&A

高齢者のさまざまな悩みごとや心配ごとについて、専門家がお答えします。

法律

近所の火災が延焼した

Q 先日、隣家の火の不始末があり、火事となりました。不運なことに、その日の強い風に煽られて、私の家まで燃え移り、隣家と私の家の2軒ともが全焼してしまいました。

隣家の火の不始末で私の家が全焼したのですから、当然、損害を賠償してもらうことは可能でしょうか。

A 火災に遭われて自宅が全焼したとのこと、心からお見舞い申し上げます。

さて、あなたが隣の方に損害賠償請求をしたいお気持ちは当然ですが、実際には、賠償請求ができないことも多いのです。

我が国には失火責任法という法律があり、この法律に基づくと、火事で延焼し損害が発生しても、火事が発生した原因が故意（平たく言えば放火です。）や重過失に基づく場合でなければ、損害賠償請求をすることができないとされています。

では、重過失とはどのような場合でしょうか。

最高裁判所の判例によれば、重過失とは、ほとんど故意に近いほどの著しい注意欠如の状態を指すとされています。これだけではイメージがわきにくいでしょうから、幾つか具体例を挙げますと、例えば石油ストーブを点火したまま、給油をして油に火が燃え移った場合であるとか、寝たばこにより火災が発生した場合であるとか、こたつ代わりにストーブを布団の中に入れていて火事となった場合などがあります。いずれも、必然に近い状態で火事が起こるような状況です。

このような例外的な場合以外は、実は、延焼で自宅が燃えても、損害賠償請求ができないのです。

このような場合のために、火災保険が存在します。日本は家屋が小さく、しかも木造であるため、火事が起こりやすい条件にあります。しかも、延焼の場合は失火の責任のある人も財産を失っていることになります。そこで、火災保険制度を充実させ、一般的な延焼の場合は保険で損害を賄うようにし、失火の責任者に対しては賠償請求ができないこととしているのです。

火災保険に加入するなどで、自分自身の財産を守ることが大切です。

弁護士　志摩（しま）泰臣（やすおみ）

税金

医療費控除について

Q 私はサラリーマンです。収入は給与だけですが、今年は医療費が多くかかりたいへんでした。会社の同僚から、税金の還付を受けられる場合があると聞きました。医療費控除の方法等について教えてください。

A サラリーマンの方の給与は、毎月の支給額から所得税を差し引い